

## 人事院オープンカウンター方式（試行）実施要領

### 1 目的

この要領は、人事院（以下「当院」という。）会計課がオープンカウンター方式により実施する物品の調達、印刷、その他の契約（以下「物品調達等」という。）の見積合わせを行う場合の取り扱いについて必要な事項を定める。

### 2 定義

オープンカウンター方式とは、当院が会計法第29条の3第5項に基づき実施する随意契約における物品調達等の見積合わせにおいて、見積依頼の相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け付け、契約の相手方を決定する方式をいう。

### 3 対象案件

この要領は、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第99条第3号及び第7号（建設コンサルタント業務は除く）に規定する契約のうち、当院においてオープンカウンター方式（試行）によることが適当であると認められるものを対象案件とする。なお、対象案件の公表は当院ホームページ及び中央合同庁舎5号館別館一階掲示板の掲示等により行う。

### 4 参加資格

オープンカウンター方式（試行）による見積合わせ（以下「見積合わせ」という。）に参加することができる者は、次に該当する者とする。

- (1) 予決令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 東京都所在の国の機関から物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。
- (5) (1)～(4)の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

### 5 見積書の提出等

見積合わせに参加を希望する者は、当院会計課が当院ホームページ等で公表する見積合わせの公示、本要領、仕様書、その他詳細資料（以下「仕様書等」という。）に従って、見積書を作成しなければならない。

二 仕様書等は当院会計課から電子メール、郵送または手交により入手する。

三 見積書の様式は任意とする。ただし、次の要領により作成すること。

- (1) 調達案件名、金額、数量、単価、日付を記載すること。
- (2) 金額は納入等にかかる一切の諸経費を含めた税抜き価格、消費税及び地方消費税額及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額を記載すること。
- (3) 見積書の宛名は「人事院」とすること。
- (4) 代表者名の明記をすること。
- (5) 押印を省略する場合は必ず責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。
- (6) 上記のほか、仕様書等において記載方法等を示している場合はそれによること。

四 見積書は、支出負担行為担当官が示した日時までに提出しなければならない。

五 見積書の提出は、電子メールによることとする。その他の方法については事前に当院担当者に了承を得ること。なお、電子メールによる場合は、本要領及び仕様書等に従い作成した見積書を、見積合わせの公示書に記載の提出期限までに当院会計課まで提出すること。

六 見積に際し、納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とし、異なる場合には見積書の提出前に、代替品の型番等を記載した明細とカタログを当院の担当者に提出して了承を得ること。了承を得ていない規格外の物品の納入は認められない。

七 見積書作成、提出等にかかる費用は、見積合わせに参加する者が全て負担する。

## 6 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 見積合わせに参加する資格を有しない者が提出した見積書
- (2) 虚偽の事実が記載された書類等を提出した者の提出した見積書
- (3) 提出期限後に提出された見積書
- (4) 件名、金額、指名等必要事項を欠く、又は誤字脱字により意思表示が不明瞭な見積書
- (5) 同一人が作成した金額の異なる2通以上の見積書
- (6) 明らかに連合によると認められる見積書
- (7) 公正な競争の執行を妨げた者が作成した見積書又は公正な価格を害した見積書
- (8) その他、当院の指示に違反し、又は見積に関する必要な条件を具備していない見積書

## 7 契約相手方の決定

有効な見積を提出した者のうち、予定経費の制限の範囲内で最低価格の見積書をもって申込をした者を契約の相手方とする。

二 契約の相手方となるべき最低価格の見積書を提出した者が2者以上あるときは、予決令第83条の規定に準じて、くじ引きにより契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、別途通知するものとする。その場合において、くじ引きに参加することができない場合はその者に代わって当院の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。

三 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知するほか、当院ホームペ

ージにおいて、案件名、契約者の商号または名称及び契約金額を公表する。

四 契約の相手方を決定するために必要な場合は、見積合わせに参加した者に対し、追加資料の提出を求めることがある。

五 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定経費の制限に達した価格の見積書がないときは、当院が選定した者へ見積を依頼することができるものとする。

#### 8 契約の締結等

会計法令等の規程に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収又は契約書の作成をする場合は契約の相手方はそれに応じるものとする。なお、契約金額によっては、省略する場合がある。

#### 9 その他

その他、本要領による契約について必要な事項は、次のとおりとする。

- (1) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金については、これを免除するものとする。
- (3) 官側の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- (4) 納品に当たっては、品名、数量等の内訳が記載された「納品書」を提出すること。
- (5) 契約の相手方が正当な理由なく業務を履行しない場合等不正不誠実な行動をした場合には契約の解除等を受けることがある。
- (6) その他の手続きについては、一般競争の手続きを簡略化して準用するものとする。

以 上